

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 10 月 14 日

山口地方裁判所

裁判所書記官 中 出 誠

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 11 月 4 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 山口地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 8 日 午前 9 時 40 分 場 所 山口地方裁判所
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 10 月 14 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和8年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	7, 114, 000 5, 691, 200	一括	1, 422, 800	46, 301	13, 109
1	2, 284, 000				
2	4, 830, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇部市浜田三丁目 |
| | 地 番 | 1 2 4 1 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 4 9. 1 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇部市浜田三丁目 1 2 4 1 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 1 2 4 1 番 1 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 9 0. 2 6 平方メートル
2階 5 7. 1 3 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 8月17日

山口地方裁判所

裁判所書記官 中 出 誠

-
- 1 不動産の表示
【物件番号1, 2】
別紙物件目録記載のとおり
 - 2 売却により成立する法定地上権の概要
なし
 - 3 買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1, 2】
なし
 - 4 物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。
 - 5 その他買受けの参考となる事項
なし
-

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇部市浜田三丁目 |
| | 地 番 | 1 2 4 1 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 4 9. 1 0平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇部市浜田三丁目 1 2 4 1 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 1 2 4 1 番 1 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 9 0. 2 6平方メートル
2階 5 7. 1 3平方メートル |



令和8年（ケ）第24号
令和8年6月3日受理
令和8年7月21日提出

現況調査報告書

山口地方裁判所

執行官 金川直樹

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 宇部市浜田三丁目 |
| | 地 番 | 1 2 4 1 番 1 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 4 9 . 1 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 宇部市浜田三丁目 1 2 4 1 番地 1 6 |
| | 家屋 番号 | 1 2 4 1 番 1 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 9 0 . 2 6 平方メートル
2 階 5 7 . 1 3 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	山口県宇部市浜田三丁目15番3-2号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項			
建物	物件2		
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積： }		
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある { 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日 }		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
（2枚目）

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■債務者兼所有者	1 本件建物には、現在、誰も住んでいません。 主だった動産類は搬出しましたが、運び出せなかった動産類はそのまま置いてあります。 置いてある動産類は、申し訳ありませんが、買受人の方で廃棄等の処分をしていただきますようお願いいたします。 2 本件建物の設備等で、リースを受けている物や所有権留保が付けられている物はありません。 3 本件土地の境界について紛争があるなどの問題はありません。 4 現在、私は遠方に住んでおり、調査に立ち会うことができません。本件建物の鍵を執行官に預けますので、調査については、執行官に一任します。 (令和8年6月16日電話聴取及び同日付け回答書の要旨)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(3枚目)

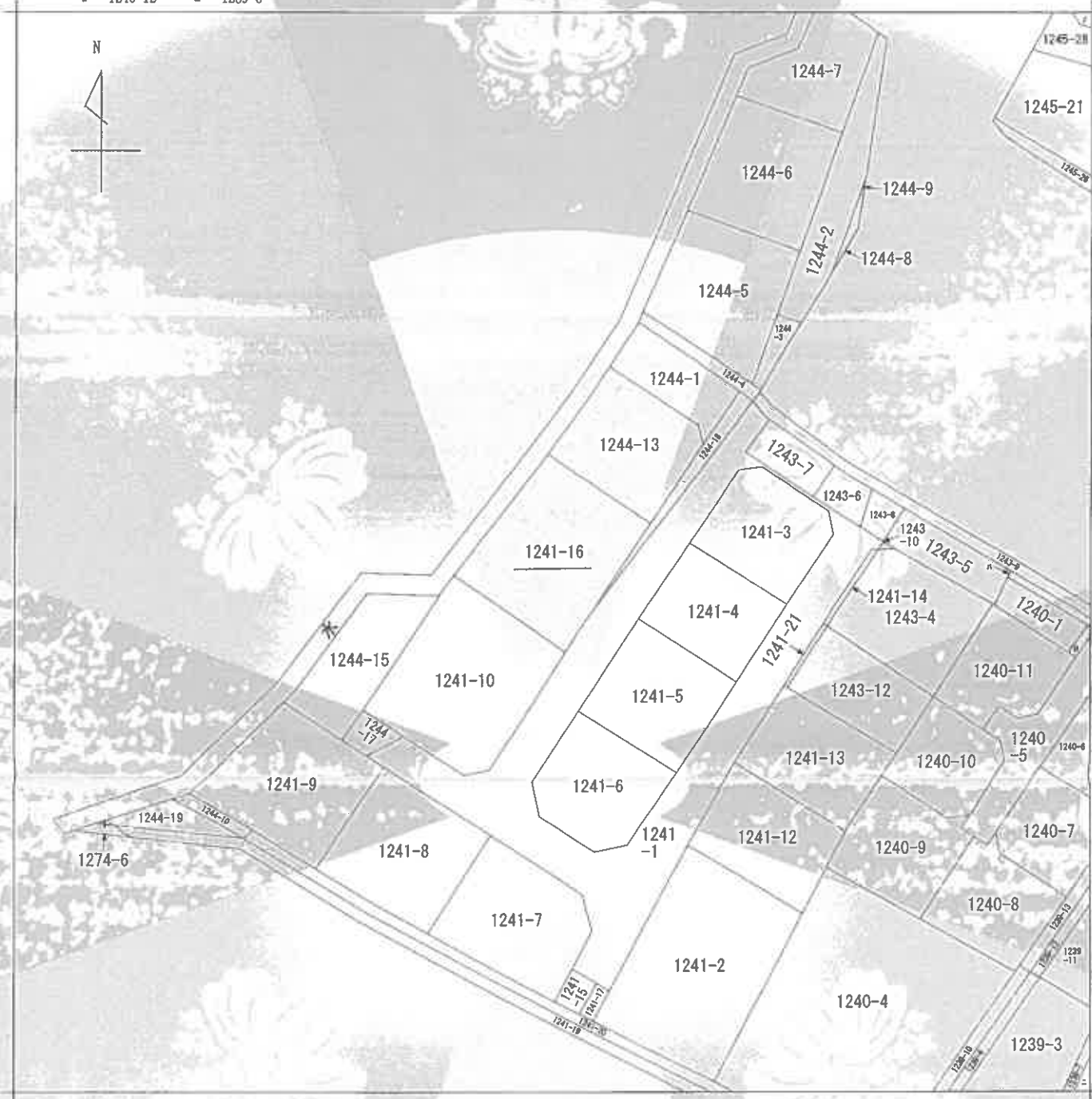
執行官の意見

- 1 本件物件の状況は、関係人の陳述、土地建物位置関係図、間取図及び添付した写真のとおりである。
- 2 本件建物は、債務者兼所有者が動産類を置いて占有しているものと認められる。
- 3 本件建物の屋根に苔等が付着している。
- 4 本件建物の北側側面に、建物に付合したカーポート及び差し掛け（物置）がある。
本件建物の南側側面に、建物に付合したテラス及びサンルームがある。
- 5 現地での概測の結果、本件土地の形状は、概ね土地建物位置関係図のとおりであると思われる。
- 6 本件土地の南東側の角付近にカーポート（土地の定着物）がある。
- 7 本件土地が面する地番 1 2 4 4 番 1 8、地番 1 2 4 1 番 1 の各土地は、いずれも宇部市所有の公衆用道路である。
- 8 本件土地の北東側の角付近に電柱がある。
本件土地の東側端付近の地上に電線が通っている。
- 9 上記意見は、関係人の陳述に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵その他の権利関係を確定させるものではない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年6月8日(月)	執行官室	宇部市役所に間取図請求(郵送) 中国電力ネットワーク株式会社に調査嘱託書郵送 債務者兼所有者に照会書郵送
8年6月15日(月) 9:00~9:01	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書、公図等交付請求
8年6月15日(月) 15:10~15:15	山口地方法務局 下関支局	登記事項証明書、公図等受領
8年6月16日(火) 11:30~12:05	物件所在地	物件確認、写真撮影
8年6月16日(火) 14:58~15:08	執行官室	債務者兼所有者から聞き取り(電話)
8年6月23日(火)	執行官室	債務者兼所有者に現況調査期日通知書郵送 評価人に間取図等資料郵送
8年7月7日(火) 9:20~10:20	物件所在地	物件調査(評価人同行)、写真撮影
(特記事項) ■ 令和8年7月7日 目的物件は不在で施錠されていたので、債務者兼所有者から預かった鍵を使用して解錠し建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5枚目)



地番区域見出

A 浜田3丁目



浜田3丁目

請求部	所在地	宇都田市浜田三丁目				地番	1241番16			
出力縮	縮尺不明	精度区		座標系又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

縮小 (A3→A4)

令和8年6月15日

(6枚目)

登記官

(1/1)

公用

登記年月日：平成10年2月23日

公用

各階平面図

1241番16

家屋番号

建物図面
(各階平面図)

宇都市大字中土手町下 1241番地16

建物の所在

浜田三丁目

平成10年2月23日 登記

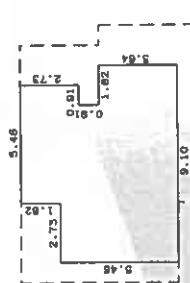
1 階



求積表

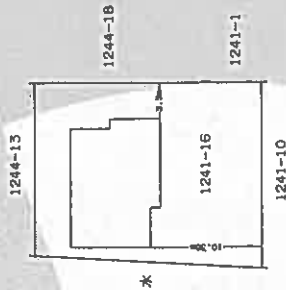
10.92 X 7.28	=	79.4976
0.91 X 7.28	=	6.6248
0.91 X 4.55	=	4.1405
計		90.2629
床面積		90.26 m ²

2 階



求積表

7.28 X 5.46	=	39.7488
1.82 X 4.55	=	8.2810
0.91 X 2.73	=	2.4843
1.82 X 3.64	=	6.6248
計		57.1389
床面積		57.13 m ²



作製者
土地家屋
調査士

縮尺
1/250

申請人

縮尺
1/500

山口県土地家屋調査士会用品

0039424

縮小 (A3-A4)

これは図面に記録されている内容を証明した面である。

(山口地方支務局宇都支店管轄)

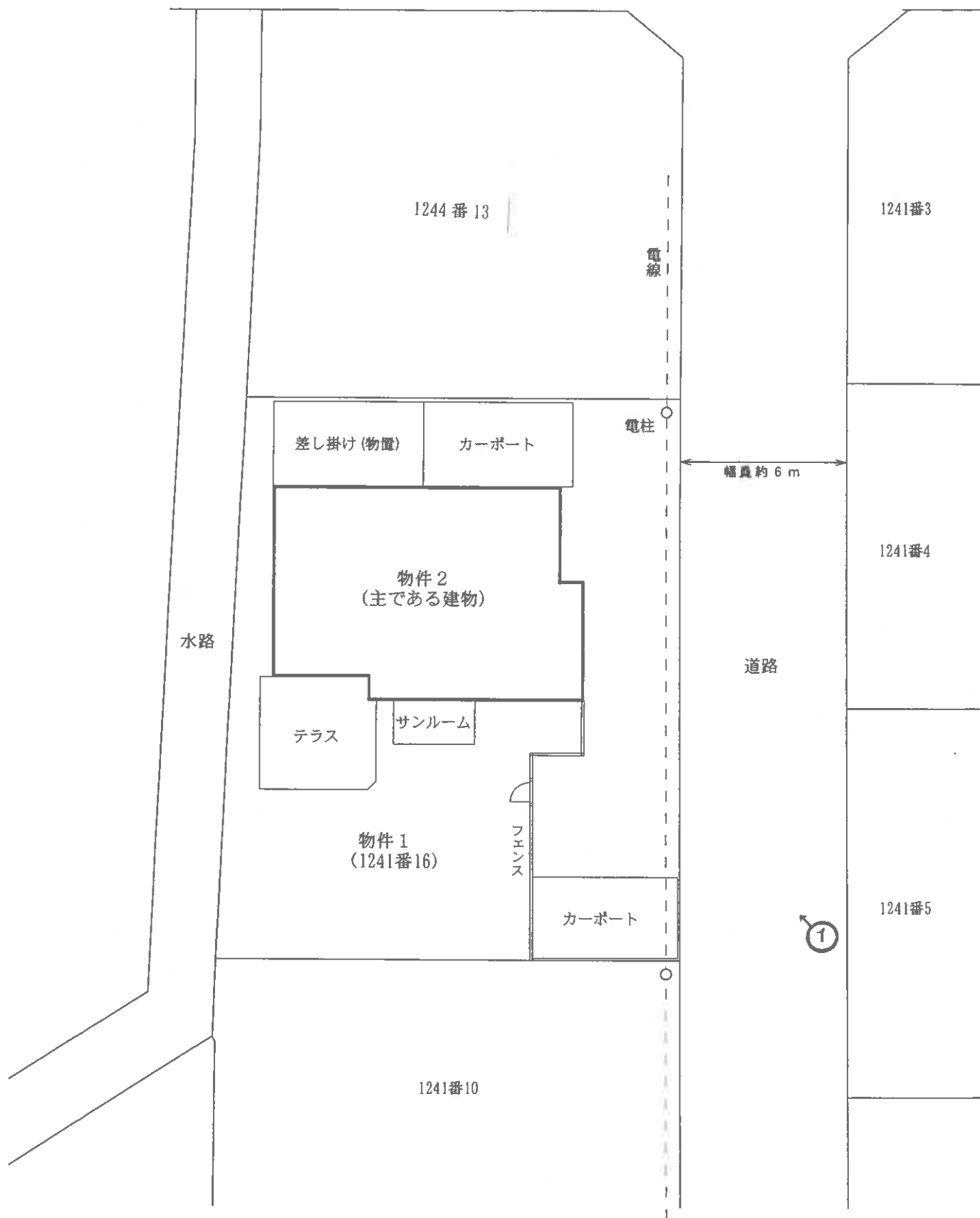
令和8年6月15日

山口地方支務局下関支局

登記官

(7枚目)

請求番号：5-2



※ 評価人作成図面

↑ 写真撮影位置方向

令和8年(ケ)第24号

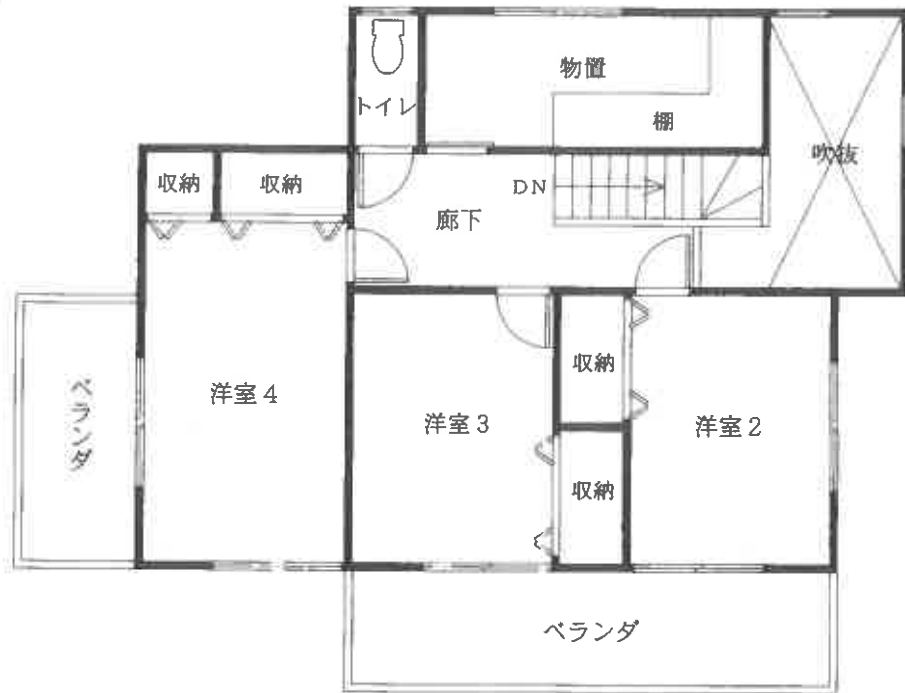
土地建物位置関係図

本図は法務局備付の公図等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/200

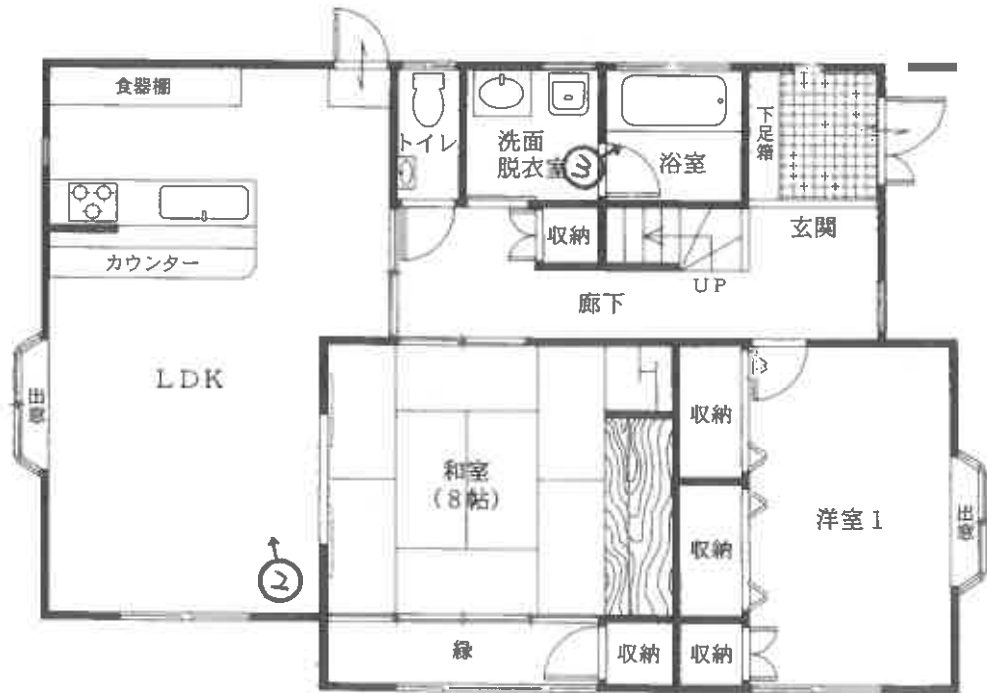
(8 枚目)



2階



1階



令和 8 年 (ケ) 第 2 4 号

建物間取図 物件 2

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。 縮尺：約1/100

※ 評価人作成図面

↑ 写真撮影位置方向

(9 枚目)



写真01

本件建物の外観



写真02

1階
LDK



写真03

1階
浴室

令和8年（ケ）第24号

令和8年7月7日 現地調査

令和8年7月21日 評価

山口地方裁判所 御中

評価書

評価人 不動産鑑定士

渡部 学也

第1 評価額

一括価格	
金 7,114,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金 2,284,000円
物件2（建物）	金 4,830,000円

- 1 一括価格は、物件1，2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 地目 地積	宇部市浜田三丁目 1241番16 宅地 349.10m ²	左記に同じ
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	宇部市浜田三丁目 1241番地16 1241番16 居宅 木造スレート葺2階建 1階 90.26m ² 2階 57.13m ² 延 147.39m ²	左記に同じ
番号	特 記 事 項		
	なし		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等〔物件1〕

位 置・交 通	J R宇部線「岩鼻」駅 北東方 約1.7km 【道路距離】 「宇部西高入口」バス停 南西方 約420m 【道路距離】		
付 近 の 状 況	中規模一般住宅が区画整然と建ち並ぶ厚東川近くの住宅団地である。現在のところ大きな地価変動要因はなく、今後も現状維持で推移していくものと予測する。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	非線引都市計画区域 第1種中高層住居専用地域 60% 200% なし なし	
画 地 条 件	規 模 間 口 奥 行	349.10 m ² 約 21 m 約 16.5 m	形 状 接面状況 地 勢 長方形 一方路 平坦
接面道路の状況	南東側幅員約 6m舗装道路、高低差 等高 (注) (注) 市道認定なし「建築基準法第42条1項2号道路」		
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。		
供給処理施設	上水道 : あり ガス配管: なし 下水道 : あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
特 記 事 項	① 目的土地内の北東の角にN T Tの電柱が存在し、道路沿いの上空を電線が通過している。電線の高さは約6mである。(添付土地建物位置関係図参照) ② 目的土地内の南の角にカーポートが存在するが、経年及び構造等に鑑みて市場価値はないと判定した。(添付土地建物位置関係図参照)		

特 記 事 項	③【土壌汚染について】 目的土地は、登記簿等によると平成9年に宅地開発される前は古くからの田であり、所有権移転及び利用経緯に鑑みて土壌汚染の可能性については不明であるが、低いものと推測される。 ④【埋蔵文化財について】 宇部市教育委員会地域文化交流課で確認したところ、目的土地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるとの回答であった。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況〔物件2〕

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載） 平成10年2月13日新築 経過年数 約 28 年 経済的残存耐用年数 約 7 年
仕 様	構 造：木造 屋 根：スレート葺（カラーベスト） 外 壁：サイディングボード 内 壁：ビニールクロスほか 天 井：ビニールクロスほか 床：畳、フローリングほか 設 備：電気、給排水等 その他：オール電化、TVモニターインターホン、IHクッキング ヒーター、ヒートポンプ給湯器（2017年製）、浴室暖房乾 燥機
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり
現 況 用 途 等	現況用途 居宅 間取り 添付建物間取図参照
品 等	中級中位
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	所有者が動産類を置いて占有している。
特 記 事 項	① 築後約28年経過した建物である。下記の劣化箇所等が見られるが内部には特に目立った損傷箇所等はなく、概ね経年相応の老朽化であると判定される。 ・外壁の目地のコーキングに劣化が見られる。 ・屋根の先端部分に苔が生じている。 ② 目的建物に付合して差し掛け（物置）、カーポート、テラス、サンルームが存在するが、経年及び構造等に鑑みて市場価値はないと判定した。（添付土地建物位置関係図参照） ③ 目的建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現地調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、専門的な調査を行っていないため詳細は不明であり、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 ア	個別格差 イ	地積 ウ	建付減価 補正 エ	建付地価格 ア×イ×ウ×エ=オ
1	20,400円/㎡	0.99	349.10㎡	0.90	6,345,000円

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定した。

山口県地価調査 宇部(県)－5

公示価格等 a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	標準画地価格 a×b×c×d=e
18,700円/㎡	$\frac{100.5}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{92}$	20,400円/㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：街路・交通接近・環境・行政的条件格差等を考慮した。

イ 個別格差：

	物件1
電柱等の存在	0.99
相乗積	0.99

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価補正：建物と敷地との適応の状態等を考量のうえ査定した。

② 物件 2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向等を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 ア	現況 延床面積 イ	現価率 ウ	建物の価格 ア×イ×ウ＝エ
2	220,000円／m ²	147.39m ²	0.17	5,512,000円

イ 延床面積：登記数量による。

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b	残価率	観察減価率
28 年	7 年	35 年	0 %	15 %

現価率＝〔残価率＋（1－残価率）×（経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数）〕
×（100％－観察減価率）＝ 0.17

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 ア×イ=ウ
1	6,345,000円	0.40	法定地上権	2,538,000円

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 ア (1①オ, 1②エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 イ(2①ウ)	占有 減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	6,345,000円	－ 2,538,000円		1.00	0.60	2,284,000円
2	5,512,000円	＋ 2,538,000円	1.00	1.00	0.60	4,830,000円
一括価格(合計)						7,114,000円

ウ 占有減価： 必要なし。

エ 市場性修正： 必要なし。

オ 競売市場修正： 第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮のうえ査定した。

第6 参考価格資料

1 山口県地価調査価格 [宇部(県)ー5]

所 在 : 宇部市大字中山字後ヶ迫492番43
価 格 : 18,700 円/㎡
位 置 : JR宇部線「岩鼻」駅 東方約2.7km
価 格 時 点 : 令和7年7月1日
地 積 : 165 ㎡
供給処理施設 : 上水道がある
接 面 街 路 : 幅員約5m道路に南側で接面
用 途 指 定 等 : 非線引、第1種低層住居専用地域(建ぺい率40%、容積率60%)
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ山すその住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和 8 年度)

物件1 4,468,480 円

物件2 2,196,371 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置図(縮尺 1/20,000、1/2,500)
- 2 公図写し(法務局備付)
- 3 建物図面・各階平面図写し(法務局備付)
- 4 土地建物位置関係図(評価人作成)
- 5 建物間取図(評価人作成)
- 6 現況写真【3枚】



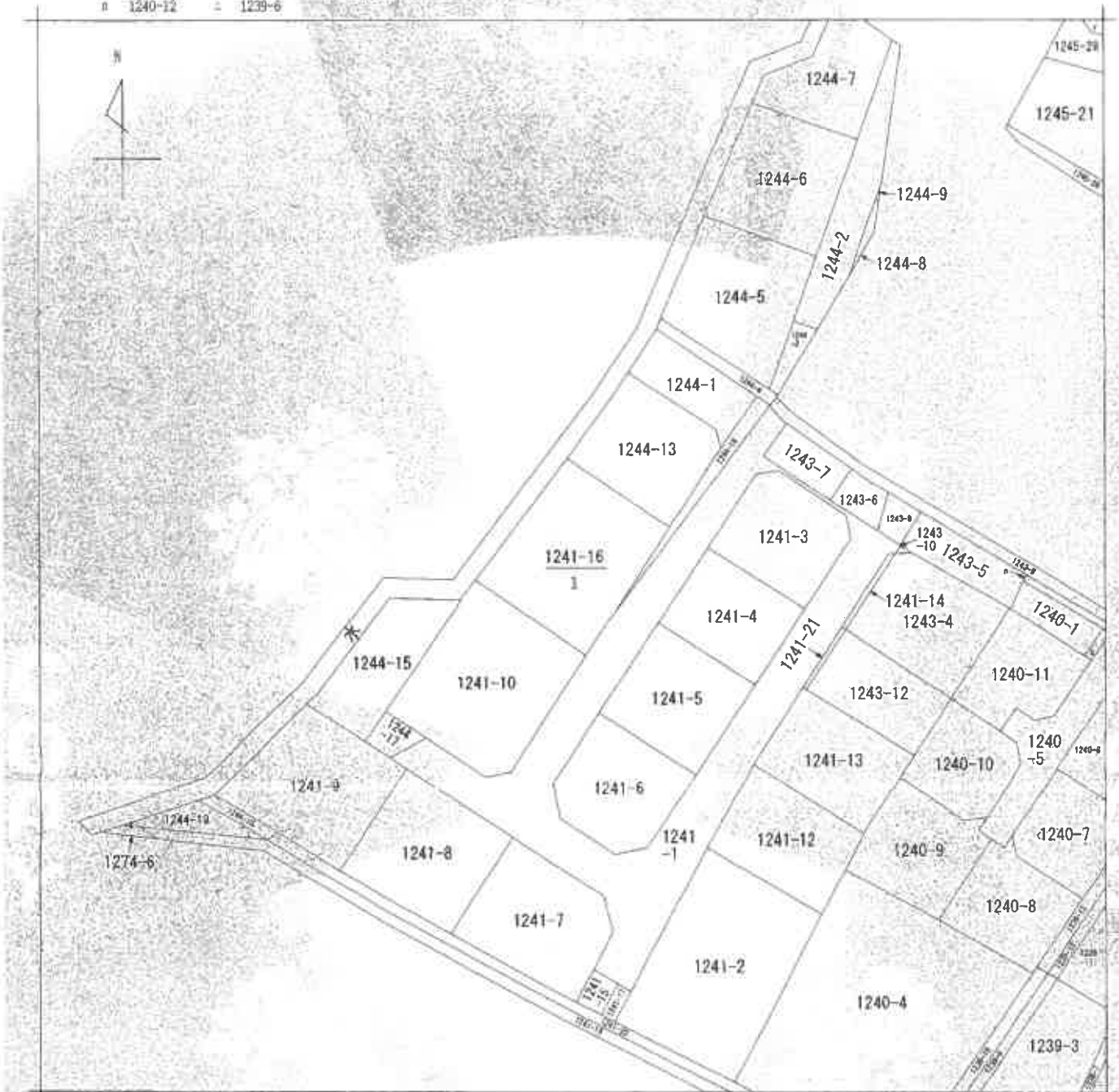
位置図

国土地理院「地形図」
縮尺：約1/20,000



位置図

宇都市「白図」
縮尺：約1/2,500



（注）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	宇部市浜田三丁目				地番	1241番16	
出力	縮尺不明	精度区分	測量系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備考			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記載されている内容を説明した書面である。

令和8年3月16日

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。

登記年月日：平成10年2月23日

これは図面に記録されている内容を証明した図面である。
令和8年3月16日 山口地方振務局宇部支店

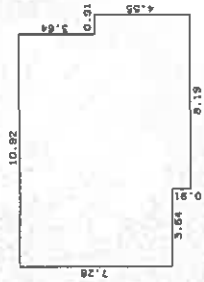
各階平面図

建物図面
(各階平面図)

家屋番号	1241番16
建物の所在	宇部市大字中山字山下 1241番地16

浜田三丁目 平成10年2月23日 登記

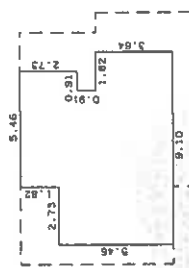
1 階



求 積 表

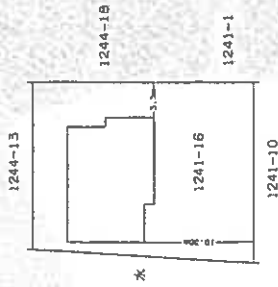
10.92 x 7.28	=	79.4976
0.91 x 7.28	=	6.6248
0.91 x 4.55	=	4.1405
計		90.2629
床面積		90.26 m ²

2 階



求 積 表

7.28 x 5.46	=	39.7488
1.82 x 4.55	=	8.2810
0.91 x 2.73	=	2.4843
1.82 x 3.64	=	6.6248
計		57.1389
床面積		57.13 m ²



作製者 土地家屋調査士

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

山口県土地家屋調査士会 用紙

この図面はA3サイズをA4サイズに縮小しています。



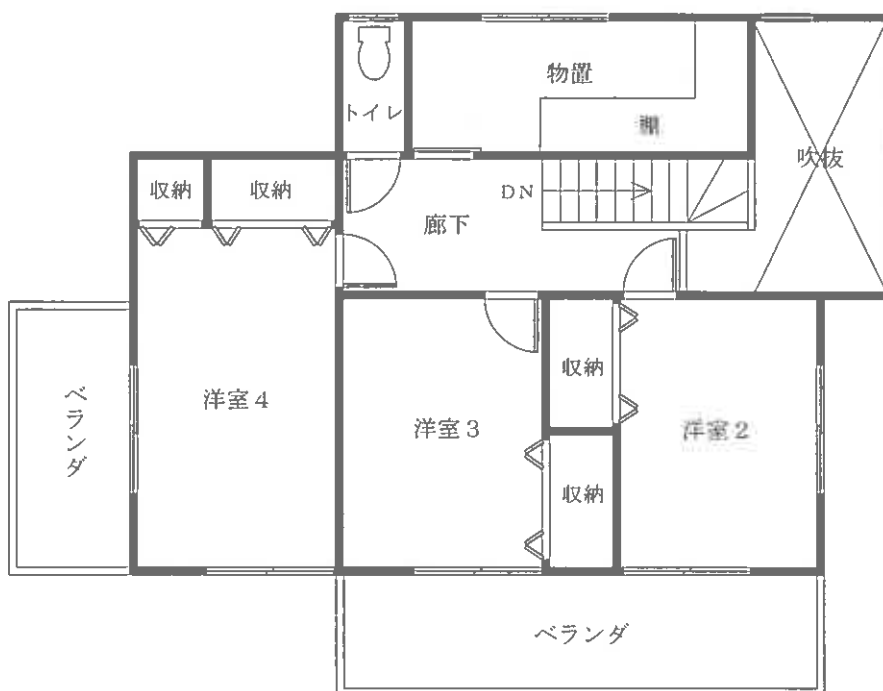
写真撮影位置 

令和8年(ケ)第24号 土地建物位置関係図

本図は法務局備付の公図等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/200



2階



1階



令和8年(ケ)第24号

建物間取図 物件2

本図は法務局備付の建物図面等を基に現地調査のうえ評価人が作成したものであり、詳細な図面ではない。縮尺：約1/100

評価対象物件の状況

物件 2



物件 1

物件 2



物件 1

物件 2



物件 1